

佐 本 人 少 発 第 1 0 7 号
令 和 5 年 4 月 2 1 日

関 係 所 属 長 殿

有 効	令和9年3月31日まで
企画・指導係	

生 活 安 全 部 長

ぐ犯調査の積極的かつ適切な推進について（通達）

ぐ犯調査については、少年法（昭和23年法律第168号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、佐賀県少年警察活動規程（平成20年2月13日本部訓令第3号）に基づき実施しているが、県内における近年のぐ犯少年の補導人員の推移をみると、平成25年以降毎年5人未満にとどまるなど低調となっている。

ぐ犯少年の補導人員が低調である背景には、少子化や少年を取り巻く情勢の変化等の影響が考えられるほか、ぐ犯調査を行う第一線において、調査を行うべき職員等に相応の知識の習得や適切な判断が求められることも要因として挙げられる。

その一方で、保護されるべき少年に対して健全育成や更生につながる最も適切な措置を講じるためには、しかるべき専門機関に当該少年を係属させることが必要であるところ、様々な警察活動を通じてぐ犯少年を発見し得る警察が担う役割は大きく、ぐ犯調査を適切に行い、少年の特性を踏まえた上で送致や通告の措置を執ることは少年警察の責務の一つといえる。

保護されるべき少年の健全育成や更生を適切に促し、また、将来の犯罪行為を未然に防止するためにも、各警察署においては管内の少年情勢を踏まえた上で、積極的かつ適切なぐ犯調査が推進されるよう努められたい。

記

1 ろ犯少年発見のための情報収集

ぐ犯少年の発見については、保護者等からの相談、関係機関からの情報提供、少年補導職員やボランティア等による街頭補導活動、各種事件捜査によるほか、様々な警察活動等によってその端緒を得る場合があることから、平素から各種警察活動を通じて広く少年に関する情報を収集するなどして、ぐ犯少年の積極的な発見に努めること。

2 調査主任官による調査指揮及び少年事件選別主任者による適切な措置選別

調査主任官は、ぐ犯調査が少年法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に行われるよう、調査に従事する職員に対して調査すべき事項等について具体的な指揮を行うこと。

また、少年事件選別主任者は、ぐ犯調査の結果を踏まえた上で、少年の特性を

十分踏まえた措置が選別されるよう警察署長等に意見を述べるとともに、ぐ犯少年を家庭裁判所へ送致した場合と児童相談所へ通告した場合とでは、その後の少年の処遇が異なることから、家庭裁判所の審判に付すことが適当と認められるものについては、安易に通告にとどめることなく、確実に送致するなど適切に対応すること。

3 関係機関との連携

ぐ犯調査を行うに当たっては、適切かつ十分な調査が実施されるよう、必要に応じて、家庭裁判所、児童相談所、学校その他関係機関と連絡を密にし、送致や通告のために必要な調整を図るなど連携しながら進めること。

4 ぐ犯調査に関する指導・教養の実施

生活安全部人身安全・少年課は、ぐ犯調査に従事する可能性がある職員に対して、積極的かつ適切な調査が実施されるために必要な指導・教養を行うこと。